

下松市クリーンアップ推進員 活動の手引き



下松市公式マスコットキャラクター
「くだまる」

下松市環境推進課

はじめに

下松市では、循環型社会の構築に向け、ごみの減量化・資源化及びリサイクルの推進に取り組んでいます。これまでに市民の皆さんにご協力いただいた成果は、きれいで住みよいまちづくりに反映されているだけでなく、埋立処分場の延命化等、地域の環境保全にも大いに寄与しています。

私たちが目指すリサイクルの推進は、正しい分別があってこそ、成し遂げられるものです。しかし、「家庭でのごみの分別」という最初の出発点でつまずくと、ゴールにたどり着くはずありません。

そこで、毎年、自治会からご推薦をいただいた方々にクリーンアップ推進員を委嘱し、この冊子を通じて、クリーンアップ推進員制度の内容、ごみの分別方法、ごみステーションの維持管理などについて、理解を深めていただいています。

クリーンアップ推進員の皆さんにおかれましては、各々ができる範囲で、その地区のごみステーションに残されたごみの再分別の実践など身近な地域での環境美化活動に取り組み、きれいで住みよいまちづくりの推進にご協力いただければ幸いです。

目 次

1	クリーンアップ推進員制度について	1
2	ごみの分別方法等に関する啓発	2
3	ごみステーションの維持管理	3
4	持ち去り行為や不法投棄等の通報、情報提供	9
5	町内清掃について	10
	<参考資料>	12
①	下松市クリーンアップ推進員設置要綱	
②	ごみステーション設置等届出書・下松市ごみステーション設置基準	
③	一般廃棄物処理申出書	
④	町内清掃時の分別について	
⑤	市の連絡窓口	

1 クリーンアップ推進員制度について

下松市クリーンアップ推進員制度は、ごみの減量化や資源化、生活環境の保全のために、市と推進員が協働して地域ぐるみの活動を行う制度です。

推進員の方々には、地域と市をつなぐパイプ役として、市とともに実践活動していただくことをお願いいたします。

(1) クリーンアップ推進員とは

下松市では、ごみの減量化や分別啓発を目的に、平成5年からこの制度を導入しています。

- ・ 任期；4月1日から翌年の3月31日までの1年間（再任も可能）
- ・ 選任方法；前年度の自治会長からの推薦による

〈下松市廃棄物の適正処理及び清掃に関する条例〉

(廃棄物減量等推進員)

第8条 市長は、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量等のための市の施策への協力その他の活動を行う。

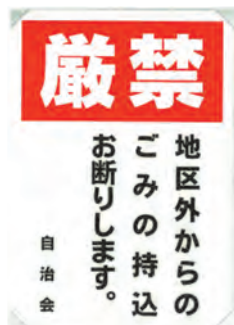
(2) 主な活動

- ① ごみの分け方や出し方などについて、地域の方々に対する啓発と周知徹底を図ること
- ② ごみステーションの美化、維持等の管理（イエローシールが貼られたごみの再分別やごみステーションの状態確認など）
- ③ 資源物の持ち去り行為や不法投棄等の通報、情報提供



2 ごみの分別方法等に関する啓発

- ① ごみステーションに設置可能なラミネート加工した掲示物を市窓口で配布していますのでご活用ください。



(A 4 版)



(A 3 版)

- ② 『下松市家庭ごみ分別事典』は、市役所本庁受付、市民課（転入届受理時）、環境推進課、各公民館、中村総合福祉センターで配布しています。
- ③ 『家庭ごみ収集カレンダー』は、市広報3月号と合わせて各世帯に配布しています。また、市窓口でも配布しています。
- ④ 『下松市版ごみの分別につかえるアプリ』は、お使いのスマートフォン等で、下松市家庭ごみ分別事典、家庭ごみ収集カレンダーを確認することができます。次のQRコードからダウンロードできます。



3 ごみステーションの維持管理

(1) イエローカードが貼付されて取り残されたごみの処理

イエローカードが貼付されたごみを確認



イエローカードが貼付されていないごみが
ごみステーションに残っている場合

- ※ 収集後に出されたごみには、イエローカードが貼付されていません。出した人に持って帰ってもらいます。
- ※ ごみを出した本人が、翌日以降のごみ出しの際に持ち帰る場合もありますので、数日様子を見ましょう。

イエローカードの チェック項目を確認



収集できないごみです。至急持ち帰って下さい。

月 日

- 指定袋で出してください。
- ペットボトルのラベル・キャップは、取り除いてください。
- 商店・病院・飲食店等の事業系ごみは収集しません。
- 市では収集しないごみです。
- 法に従って処理してください。 ※詳しくは下記にお問い合わせ
- 大型ごみです。(可燃系・不燃系届出制)
- 1m以下の大きさに(分解)して出してください。
- 灰を水で濡らして出してください。
- 汚マークで汚れが取れない物は、燃やす袋ごみで出してください。
- 二重包装はしないでください。

<input type="checkbox"/> 正しく分別しましょう。 下記のごみが入っています	<input type="checkbox"/> 収集日が違います。 下記の収集日に出してください
<input type="checkbox"/> 燃やす袋ごみ	<input type="checkbox"/> 有害ごみ
<input type="checkbox"/> 小型家電品	<input type="checkbox"/> 可燃系資源
<input type="checkbox"/> びん・かん類	<input type="checkbox"/> 金属類
<input type="checkbox"/> プラスチック製容器包装	<input type="checkbox"/> 埋立ごみ
<input type="checkbox"/> その他プラスチック類	<input type="checkbox"/> ペットボトル

その他

※ 上記で再分別された方は、分別済又は×印をマジックで大きく記入してください。

お問い合わせは、
下松市環境推進課 (0833)43-1446 まで

再分別を行う

家庭ごみ分別事典を利用し、正しく分別して、市指定ごみ袋にそれぞれ該当するごみを入れてください。

再分別等に必要なおみ袋は、市へ申請していただくことで、無料で配布しています。

- 不適正排出ごみを取り除き、再分別後、イエローカードに「済み」または「×」を記入して、分別済みと分かるようにしてください。
- 不適正排出ごみは、該当する市指定ごみ袋に入れてください。
 - ・ 錆ついた缶や朽ちてボロボロになった金属は、「埋立ごみ」へ
 - ・ 汚れた「プラ容器包装」は、「燃やす袋ごみ」へ
 - ・ 汚れた「ペットボトル」は、「その他プラ」へ


再度ごみ出しを行う

再分別したごみを、該当する収集日に出してください。

- 再分別したごみの収集日まで期間が空く場合や、再分別したごみが大量で通常のごみ出しに支障がある場合は、個別に回収に行きますので、再分別されたその都度ご連絡願います。



【イエローシールに記載のある指摘事項と対応方法】

- **指定袋で出してください。**
→該当する市の指定袋に入れ直して出してください。
- **ペットボトルのラベル・キャップは、取り除いてください。**
→ラベル・キャップは、黄色の市指定袋（プラスチック製容器包装）に入れて出してください。ペットボトルは、緑色の市指定袋に入れて出してください。
- **商店・病院・飲食店等の事業系ごみは収集しません。**
→市が許可している一般廃棄物収集運搬業者に依頼してください。
- **市では収集しないごみです。**
→販売店または、専門業者、市許可の収集運搬業者に依頼してください。
- **法に従って処理してください。**
→エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機などの家電6品目は、市環境推進課（43-1446）へお問い合わせください。
- **大型ごみです。（可燃系・不燃系届出制）**
→1m以上の不燃ごみ及び畳は、大型ごみで届出が必要です。
- **1m以下の大きさに（分解）して出してください。**
→家具などは、解体し束ねた上で紐でくくって出してください。
- **灰を水で濡らして出してください。**
→袋が破れた際、灰が周りに飛び散り、ごみステーション周辺を汚すおそれがあります。また、飛び散った灰が作業員の目に入る場合がありますので、必ず水で濡らして出してください。
-  **マークで汚れが取れない物は、燃やす袋ごみで出してください。**
→プラスチック製容器包装で洗っても簡単に汚れが取れない物は、燃やす袋ごみで出してください。
- **二重包装はしないでください。**
→市の指定袋に直接ごみを入れてください。
- **正しく分別しましょう。下記のごみが入っています**
→○にチェックが入っているごみで、該当するごみを取り除いて出してください。
- **収集日が違います。下記の日に出してください**
→○にチェックが入っているごみの収集日の午前8時30分までにお願いします。

(2) ごみステーションの適正管理について

- ① ごみステーションは、定期的に状態を確認しましょう。
- ② ごみかごは、ブロックなどの重しをしたり、固定したりするなど、強風などの際に転倒したり飛ばされることがないようにしましょう。

(3) ごみステーション設置場所の適・不適について

■設置に適した場所

- ・ 幅員が4 m以上ある公道に面している場所
- ・ ごみ収集車が安全に停車でき、交通の支障にならない場所
- ・ ごみ収集車が容易に回転又は通り抜けができる場所
- ・ 車の通りが少ない場所
- ・ ごみ収集車がごみステーションのすぐ側まで近づくことができ、横付けできる場所

■設置に適していない場所 ※設置場所としてお断りします。

- ・ ごみ収集車が入れない道幅が狭い道
- ・ 信号機のある交差点や交差点付近
- ・ 交通の支障になるような場所
- ・ 車の通りが激しい場所
- ・ ごみ収集車が回転し難い、又は通り抜けができない場所
- ・ 曲がり角やカーブ等の見通しの悪い場所
- ・ バックして近づかないといけない場所
- ・ 坂道などのごみ収集車が不安定になる場所




(4) ごみステーションの新設・増設・変更・廃止について

以下のような場合は、事前に市への連絡、相談が必要です。「ごみステーション設置等届出書」(参考資料②)は、設置等希望日の2週間前までに提出してください。


- ごみかごを新たに設置する。
- ごみかごを増やす又はかごを減らす。
- ごみかごを少し離れた場所に移動する。かごの向きを変える。
- ごみかごに鍵を取り付ける。鍵を替える。
- ごみかごが破損したので新しいかごに取り替える。
- ごみかごを撤去する。

〈手続きの流れ〉 ※新設の例をもとに記載しています。

ごみステーションの新設等の(案)を自治会内で検討

- 
- ごみステーションの種類及びごみステーションの設置場所を決めてください。
 - 新設する場合は、ごみステーション1箇所当たりの利用世帯数が概ね**20世帯以上**必要です。
 - 自治会及び利用者の同意を得ていること、民有地の場合は土地所有者の承諾を得ていること、近隣住民の承諾を得ていることが必要です。
 - ごみかご等の購入は、自治会でお願いします。
※購入費用の助成等はありません。
 - ごみステーションの設置の届出者は次のとおりです。
(1) 自治会長 (2) 共同住宅の管理者 (3) 開発行為者

市環境推進課との事前協議

- 
- 「ごみステーション設置等届出書」を提出してください。
 - 職員が現地を確認します。
 - 設置場所に適さない場合は、変更をお願いする場合があります。

ごみステーションを決定場所に設置



- 自治会でごみかごやネットを購入し設置してください。
- ごみかごは、強風で飛ばないようにブロックの重しなどで固定してください。 ネットは、畳んで一緒に片付けることができる箱等を用意してください。
- 移設の場合は、自治会で既存のごみステーションに設置しているごみかご等の移動をお願いします。
- 廃止の場合は、ごみかごの撤去やネットの処分等を行ってください。

ごみ収集を開始

ごみステーションの適正な管理

- ごみステーションの管理は、自治会長又は共同住宅の管理者等の責任において行うようお願いしています。
 - ごみステーションを利用される方は、市で定めるごみの分け方・出し方のルールを守るとともに、ごみステーションの清潔保持に努めましょう。
- ※ 廃止の場合は、ごみかご等を撤去いただいた後に、職員が現地確認します。



4 持ち去り行為や不法投棄等の通報、情報提供

(1) 資源物の持ち去り行為禁止について

ごみステーションに出された資源物を持ち去る行為は、市の条例で禁止されています。

下松市廃棄物の適正処理及び清掃に関する条例

(市による一般廃棄物の減量及び処理)

第10条

- 5 第14条第1項の規定により所定の場所に持ち出された資源物(市が行う廃棄物の収集において、活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することを目的として分別して収集する物をいう。)の所有権は、市に帰属する。この場合において、市又は市長が指定する者以外のものは、当該資源物を収集し、又は運搬してはならない。

持ち去り行為等を見かけた場合は、可能な範囲で、車のナンバーや車種(トラック、軽トラ等)、人数や性別、抜き取っていた時間帯などを、市にご連絡願います。

- ※ 市の収集は、午前8時30分からです。その時間より前に収集している業者は、不当に抜き取っている業者です。どのような人か分かりませんので、決してご自身で捕まえようとしたりせず、声掛けなども行わないようにお願いします。

(2) 他地区から持ち込まれたごみ等の処分について

地区外から持ち込まれたと思われるごみ(他市のごみ袋で出されている等)や、事業所等から出たと思われるごみについても、市へご一報ください。

5 町内清掃について

自治会活動等の一環として行う町内清掃によって集められたごみは、通常のステーション収集とは別に、市が委託した業者が回収します。

(1) 回収するごみ

- ・ 共用の道路や水路などの清掃に伴って排出された草木や空き缶、土等

(2) 手続き

- ・ 事前に「一般廃棄物処理申出書」(参考資料③)を市窓口へ提出
- ・ 集積場所などを書いた地図を添付
- ※ 事後の申出では、万が一怪我をした場合の見舞金請求手続きができなくなります。

(3) 町内清掃で使用するごみ袋及び土のう袋

- ・ 市窓口で配布

(4) ごみの分別について

- ・ 参考資料④を参考に分別してください。
- ・ ごみ袋に入らない大量の草や枝は、ごみ袋に入れずにそのまま集積しても構いません(風などで飛ばないように注意)。
- ・ 排水路の土や泥は、他の草木などのごみとは分けて、土だけを集積し、土のう袋に入れてください。

(5) 集積場所について

- ・ 交通に支障なく、付近の住民の方に迷惑のかからない場所に集積してください。
- ・ なるべく、ごみステーション以外の場所へ集積してください。
- ・ ごみステーションのそばに集積される場合は、家庭ごみと一緒にしないよう、町内清掃のごみであることが分かるようにしてください。

(6) 回収時期

- ・ ごみの回収は、町内清掃実施後、1週間程度かかる場合があります。
- ・ 回収日の指定はできません。

(7) 作業中の怪我などへの対応

- 万が一、作業中に怪我をした場合は、すぐに適切な治療等を受け、市にご連絡ください。
- 市が加入している保険から、見舞金が出る場合があります。
事前に「一般廃棄物処理申出書」(参考資料③)を提出し、怪我の状態等が保険会社の定める要件に当てはまる場合に限ります。
- 見舞金の請求に必要な書類の提出をお願いする場合があります。

(8) その他

- 草刈機使用に当たっては、危険が伴います。参考資料④に注意点をまとめていますので、ご確認の上作業願います。



下松市クリーンアップ推進員設置要綱

(設置)

第1条 ごみの減量化及び分別収集の徹底を図るため、クリーンアップ推進員を置く。

(設置基準)

第2条 クリーンアップ推進員は、各自治会に2人以上とする。

2 2人以上のクリーンアップ推進員を置いたときは、当該自治会のクリーンアップ推進員の互選により1人を代表クリーンアップ推進員とする。

(委嘱)

第3条 クリーンアップ推進員は、各自治会の推薦に基づいて、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 クリーンアップ推進員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠のクリーンアップ推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(活動)

第5条 推進員の活動は、次のとおりとする。

- (1) ごみの減量化及び適正な排出方法等について、地域住民に対して周知及び啓発を行う。
- (2) ごみステーションの美化及び清潔の保持に努めるよう、使用者に対して指導及び助言を行う。
- (3) 地域内のごみの不法投棄等の情報を収集し、市への連絡を行う。

(報酬)

第6条 報酬は、無給とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

ごみステーション設置等届出書

参考資料 ②

令和 年 月 日

下松市長 様

自治会名		
自治会長	住所	
	氏名	
	電話	()

※アパート・マンション等でごみステーションを管理する場合、記入してください。

共同住宅名		
管理者	住所	
	氏名	
	電話	()

下松市ごみステーション設置基準に基づき、次のとおり届け出ます。

- 届出の区分 新設 増設 変更(移設等) 廃止
- 届出の理由 _____
- 設置場所 下松市_____
- 敷地の形態 公共用地 民有地 共同住宅敷地内 開発行為区域内※3
- 利用世帯数 () 世帯
- 開始希望日 令和 年 月 日

- ※1 ごみステーションの設置場所を示した略図を添付してください。
- ※2 下松市ごみステーション設置基準は、裏面を参照してください。
- ※3 開発行為の区域内にごみステーションを設置する場合は、「開発行為施行に関する事前協議書」を合わせて提出してください。この場合、※1の略図は省略できます。

下松市処理欄(届出者は記入しないでください。)

現地確認	年 月 日	設置適否	適	・	不適	受付印
ごみステーション位置(ゼンリン)		P	-	-	-	
(特記事項)						

下松市ごみステーション設置基準

1 設置できる者

- (1) 自治会長
- (2) 共同住宅の管理者
- (3) 開発行為者

2 届出

- (1) ごみステーションの設置等（新設、増設、変更、廃止）をしようとする者は、ごみステーション設置等届出書を提出し、設置等について市と事前に協議すること。
- (2) ごみステーション設置等届出書は、自治会長が署名のうえ、開始の希望日の2週間前までに市長に提出すること。ただし、アパート・マンション等の共同住宅の管理者が設置等をする場合は、その管理者も署名し、開発行為者が設置等をする場合は、開発行為者も管理者欄に署名すること。

3 設置要件

- (1) ごみステーション1箇所当たりの利用世帯数が概ね20世帯以上であること。
- (2) 自治会及び利用者の同意を得ていること。
- (3) 民有地の場合は、土地所有者の承諾を得ていること。
- (4) 近隣住民の承諾を得ていること。

4 設置場所

- (1) 幅員が4m以上ある公道に面していること。
- (2) ごみ収集車が安全に停車でき、交通の支障とならないこと。
- (3) ごみ収集車が容易に回転又は通り抜けができること。

5 維持管理

- (1) ごみステーションは、自治会長又は管理者の責任において管理すること。
- (2) 利用者は、市で定めるごみの分け方・出し方のルールを守るとともに、ごみステーションの清潔保持に努めること。
- (3) 開発行為者は、宅地の売り渡しに当たり、購入者にごみステーションの維持管理について周知を図ること。

(令和5年4月～様式)

別記第1号様式(第5条関係)

受付番号. _____

一般廃棄物処理申出書

(町内清掃ごみ収集申請書(兼)奉仕活動実施計画書(兼)清掃用ごみ袋申請書)

令和 年 月 日

下松市長 様

下記のとおり、一般廃棄物の処理を申し出ます。

自治会名 又は団体名			
申請者氏名		連絡先	☎ ※収集業者から集積場所等に関する 確認連絡が入る場合があります
ごみの種類	草・木、かん、その他 ※木は長さ1m、直径20cm以下に 切ってください	実施月日	月 日 () 雨天延期 月 日 ()
参加人数	人	ごみの量	軽四 台 2 t車 台
ごみ集積場所の略図(集積場所に目印を記入 別図可)			
別紙 _____ヶ所			
清掃用ごみ袋の種類及び枚数(1袋10枚入)			
燃やすごみ袋 (大) ×	枚	埋立ごみ (大) ×	枚
その他プラ (大) ×	枚	資源ごみ (大) ×	枚
土のう袋 ×	枚	プラ容器包装 (大) ×	枚

留意事項

- 町内清掃として収集するごみは、共用の道路・水路等の清掃に伴う草・木・空き缶等です。家庭から出るごみは、除外してください。
- ごみの収集は、1週間程度かかることがありますので、道路交通に支障がない場所で付近の住民の迷惑にならない場所を集積場所としてください。
- 町内清掃(奉仕活動)の実施日より前に申請書(計画書)の提出がない場合は、市で加入している賠償補償保険の適用外となりますので注意してください。(窓口 下松市役所2階12番 環境推進課 ☎45-1829)
- ごみ袋が必要な場合は、清掃に必要なごみ袋の種類及び枚数を記入し、窓口まで取りに来てください。
- 雨天等で中止・延期された場合又は集積場所の変更や追加があった場合は、ご連絡ください。

1 町内清掃(ポイ捨てごみ清掃)時の分別について

燃える素材でできたもの (紙くず、落葉、たばこの吸殻、新聞・雑誌類)	⇒		燃やすごみ袋
草、剪定枝	⇒	袋に入らない草、木等は風で飛ばないようにしておいてください。	
びん・かん類 (口に入る飲料等の入っていたもの)	⇒		資源ごみ
びん・かん類と金属類は別々に分けてください			
金属類	⇒		資源ごみ
小型家電品	⇒		資源ごみ
プラスチック製品全般 (ペットボトル、プラ製容器包装、その他プラ類)	⇒		その他プラ
陶器、ガラス、ゴム製品、 錆びた金属やかんなど	⇒		埋立ごみ
水路の土(泥)	⇒	他のごみとは分けて「土(泥)」だけで集積し、なるべく土のう袋に入れてください。	

※家庭ごみや事業ごみは出さないでください。

※ごみの収集はなるべく早く行いますが、1週間程度かかることがあります。

※交通に支障がない場所、付近にお住まいの方に迷惑のかからない場所に集積してください。

2 清掃中の草刈機使用にあたっての注意点

草刈機の使用による清掃作業中の事故が発生しています。次の点に注意して安全に作業してください。

(作業前に)

- ・ 疲れている時や、身体の調子が悪い時は、作業を控えましょう。
- ・ 作業に適した作業着を着て、保護めがねやゴーグル等の保護具を着用しましょう。

(草刈機使用前に)

- ・ 作業場所の地形を確認し、必要に応じて安全対策を講じましょう。
空き缶や石など刃に当たると飛び跳ねる物や、針金やロープといった刃に巻きつく恐れのある物が無いか、事前に確認し、取り除いてください。
- ・ 飛び石の可能性がある場合には、周囲をブルーシートで囲うなど、必ず安全に作業ができる対策を行ってください。



(草刈機使用中に)

- ・ 作業中は15メートル以内に人を近づけないようにしてください。
小さい子どもがいる時は特に注意してください。
- ・ 傾斜面での作業は滑りやすく、地面の状態も場所によって異なります。一歩ずつ確認しながら作業を進めてください。

3 清掃中における事故の見舞金等の請求について

事故無く、ケガ無く、作業が行われることが一番ですが、万が一清掃作業中に起きた事故で病院に通院や入院することになった際は、市にご連絡をお願いします。

事前に町内清掃ごみ収集申請書（奉仕活動計画書）が提出されていることなど、いくつか条件はありますが、下松市で加入している保険の対象となる場合があります。保険の審査・申請に必要なもの等は電話にてお伝えします。

問い合わせ先：下松市環境推進課廃棄物対策係 ☎45-1829

市の連絡窓口

- 地区外からの持ち込みや不法投棄等の連絡と相談
- ごみステーション清掃用・町内清掃用ごみ袋の申請
- 町内清掃のごみ収集の届出
- ごみステーションでの収集の取り残し
- ごみステーションの移設・新設・増設の相談
- 路上等に小動物（犬・猫など）が死んでいるとき
- 資源物の先取り（抜き取り）業者の発見情報の連絡

→ 環境推進課 廃棄物対策係（2階12番窓口）
電話 45-1829・43-1446 FAX 45-1777

- ごみの不法投棄に関する情報

→ 環境推進課 環境保全係（2階11番窓口）
電話 45-1826 FAX 45-1777

下松市クリーンアップ推進員活動の手引き

発行・編集 下松市 環境推進課
〒744-8585 下松市大手町三丁目3番3号
☎ 0833-45-1829 / FAX 0833-45-1777

(令和5年 5月作成)